

福井県土木部における快適トイレ工事実施要領

1. 目的

建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できるトイレ（以下「快適トイレ」という。）の設置を本要領により実施する。

2. 対象工事

- （１）当初設計額 30,000 千円以上の工事
- （２）当初設計額 30,000 千円未満で受注者が希望する工事
ただし、維持修繕工事、災害に伴う緊急工事を除く。

3. 快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。現場事務所内（現場事務所と一体）のトイレには適用しない。

快適トイレとは、「（１）快適トイレに求める機能」「（２）付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。

なお、男性と女性が現場で働く場合は、男女別で各 1 台設置することを標準とする。

（１）快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ①洋式便器
- ②水洗および簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

（２）付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦現場に男女がある場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置など）
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

⑩鏡と手洗器

⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

⑫室内寸法 900×900mm 以上

⑬擬音装置（機能を含む）

⑭着替え台

⑮臭気対策機能の多重化

⑯室内温度の調整が可能な設備

⑰小物置き場など（トイレットペーパー予備置き場）

4. 実施の流れ

【発注時】

- (1) 発注者は、「快適トイレ工事」であることを特記仕様書に明示する。
- (2) 当初の積算方法は、114,000 円/2 基・月の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。ただし、営繕工事の場合は共通仮設費に積み上げ計上するものとする。

【実施工事の契約後から竣工まで】

- (1) 受注者は、快適トイレを設置する前に、「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、設置しようとする快適トイレが本要領の仕様を満たすことを確認する。
- (3) 受注者は、監督員の確認を受けた快適トイレを設置することとし、快適トイレの設置後は、速やかに指示・承諾・協議書等に設置完了写真を添えて監督員に提出するものとする。
- (4) 監督員は、設置された快適トイレを現場または机上で「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- (5) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積もりを監督員に提出するものとする。
- (6) 監督員は、提出された見積もりをもとに、「(1) 快適トイレに求める機能①～⑥」及び「(2) 付属品として備えるもの⑦～⑪」の費用については、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

5. 積算

- (1) 快適トイレの費用は、57,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、設置基数は、施工場所毎に必要性を監督職員と協議の上、決定する。
※：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円/基・月（従来品）を差し引いた額
- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円/基・月」を比較し、どちらか安い方とする。
- (3) 計上の対象とする期間は、快適トイレを設置した実績期間とし、月単位で少数第2位を切り捨てし第1位までとする。
- (4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1 ハウスで 114,000 円/基・月を上限に計上可能とする。
- (5) 積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。ただし、現場環境改善の対象とすることができる。
- (6) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。

6. 配慮事項

- (1) 原則
女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする。
- (2) 全般
女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞くこと。
- (3) 設置位置
女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- (4) 動線の配慮
男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。
- (5) ドアの向き
女性トイレのドアは、開けたら真正面ということがないように、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(6) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(7) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

(8) 性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

7. その他

(1) 本要領に基づき実施した内容については、工事成績評定の加点対象としない。

(2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附則

この要領は、令和8年7月15日から施行する。